



### PCSA経営相談室からのメッセージⅣ パチンコ遊技にかかる消費税についての考察

はじめに

現在消費税については将来引き上げざるを得ないとして、その時期、幅について議論されているところです。しかし現在パチンコ遊技にかかる消費税は内税としてホール業者が負担しており、将来その税率が引き上げられればホール経営に大きな影響を及ぼすことになり、仮に消費者に転嫁しても、ホール経営に重大な影響を与えることは間違いありません。従って、消費税について業界をあげて再考する時期に来ているのではないのでしょうか。

#### ①現行の消費税の状況

消費税は売上に関わる税額から、仕入れに関わる税額を控除して納付します。現在仕入れに関わる税額は、事業者として他の者から資産を買ったり、役務の提供を受けたりしているならばそれを控除できます。簡単にいえば、ホール経営において、特別なものを除いて仕入税額控除が出来ますので、ざっと粗利の5%が消費税だと言えます。

#### ②仮に消費税が引き上げられた場合の経営への影響

- 消費税シミュレーション 前提条件 ①消費税を5%と10%と15%でシミュレーションする。  
 ②売上と仕入の税込金額は同じとする。(貸玉料金は、税込金額を同じとする。)  
 \*単位は円 ③粗利率は、10%とする。

| 消費税 5% | 売上     | 仕入    | 消費税納税額 | 粗利(10%) |
|--------|--------|-------|--------|---------|
| 税込     | 10,000 | 9,000 |        |         |
| 税抜き    | 9,524  | 8,571 |        | 953     |
| 消費税    | 476    | 429   | 47     |         |
|        | 仮受     | 仮払    |        |         |

| 消費税 10% | 売上     | 仕入    | 消費税納税額 | 粗利(10%) |
|---------|--------|-------|--------|---------|
| 税込      | 10,000 | 9,000 |        |         |
| 税抜き     | 9,091  | 8,182 |        | 909     |
| 消費税     | 909    | 818   | 91     |         |
|         | 仮受     | 仮払    |        |         |

| 差引  | 売上   | 仕入   | 消費税納税額 | 粗利(10%) |
|-----|------|------|--------|---------|
| 税込  |      |      |        |         |
| 税抜き | -433 | -390 |        | -43     |
| 消費税 | 433  | 390  | 43     |         |
|     | 仮受   | 仮払   |        |         |

| 消費税 15% | 売上     | 仕入    | 消費税納税額 | 粗利(10%) |
|---------|--------|-------|--------|---------|
| 税込      | 10,000 | 9,000 |        |         |
| 税抜き     | 8,696  | 7,826 |        | 870     |
| 消費税     | 1,304  | 1,174 | 130    |         |
|         | 仮受     | 仮払    |        |         |

| 差引  | 売上   | 仕入   | 消費税納税額 | 粗利(10%) |
|-----|------|------|--------|---------|
| 税込  |      |      |        |         |
| 税抜き | -828 | -745 |        | -83     |
| 消費税 | 828  | 745  | 83     |         |
|     | 仮受   | 仮払   |        |         |

※消費税率のUPは、消費税額が増加し、売上が減少しその分の利益及びキャッシュが減少する。

#### ③パチンコの消費税についての再検討

消費税の導入当時、深く議論した状況はみうけられませんが、今後パチンコの消費税がなじむものなのかを再検討することが必要ではないでしょうか。考えを整理しますと

- イ、プレイ代としての消費者(顧客)は料金を支払うが、プレイを消費するだけでなく、その結果として景品を得ることになる。
- ロ、現行ではそのプレイ代に消費税がかかるが、その結果景品を得ることに対する考え方が税としてどう説明するのか、一連の行為として考えると難しいのではないか。
- ハ、また消費者は換金し再度、何度でもプレイするが、その原資はすでに消費税を支払った結果であり、消費者は何度でも課税されることにもなるが、この点をどう考えるか。
- ニ、実際の課税はこのようなことから粗利ベースに課税されているが、そもそもサービスの提供と景品の授受という一連の流れに対して消費税の概念は適用できないのではと考えます。
- ホ、その場合、1989年消費税の導入時に廃止された「娯楽施設利用税」なども一つの考え方として検討してはどうでしょうか。消費税について、業界をあげて議論する時期にきています。

以上

平成 21 年 5 月 28 日

一般社団法人パチンコ・チェーンストア協会  
 代表理事 谷口 晶貴  
 PCSA経営相談室長 牛島 憲明

